

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 24 年 2 月 8 日

建設工事における最低制限価格制度の対象範囲の拡大等について

大阪府では建設工事における低価格受注による下請業者へのしわ寄せの防止や建設事業者の資金繰りの円滑化に資するため、このたび、最低制限価格制度の対象工事の適用範囲を拡大するとともに、新たに中間前金払制度を導入します。

この内容は、平成 24 年 4 月 1 日以降に公告する案件から実施します。

担当：総務部契約局

建築入札契約グループ

土木入札契約グループ

TEL 代表 06-6941-0351

内線 5358、5337、5332

1 最低制限価格制度の対象工事の適用範囲の拡大について

最低制限価格制度の対象工事について、これまでB2等級以下の工事等としていましたが、下表のとおり対象工事を拡大します。

これ以外の工事の取扱いについては、[各発注部局のホームページ](#)をご覧ください。

現 行		H24.4～
土木一式工事 B2等級以下 (予定価格 1.8 億円未満)	⇒	土木一式工事 B1 等級以下 (予定価格 3.5 億円未満)
建築一式工事 B2等級以下 (予定価格 3.5 億円未満)	⇒	建築一式工事 B1 等級以下 (予定価格 6 億円未満)
電気工事・管工事 B2等級以下 (予定価格 1 億円未満)	⇒	電気工事・管工事 B1 等級以下 (予定価格 2 億円未満)

2 中間前金払制度の導入について

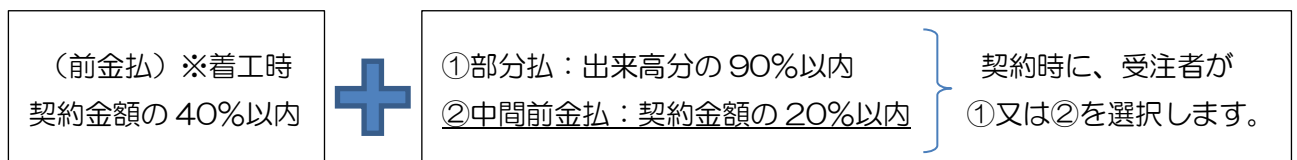
大阪府が発注する工事について、着工時の前金払に加え、これまでの部分払との選択制で、下記の要件を満たした場合に、さらに契約金額の原則 20% (限度額 1 億 3 千万円) を受け取ることができる中間前金払制度を導入します。

《対象工事》

契約金額 100 万円以上かつ工期 4 ヶ月を超える工事

《請求時期》

- 工期の 2 分の 1 を経過し、
- 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われ、
- 工事の進捗額が契約金額の 2 分の 1 以上となったとき



詳細については、「[公共工事の前金払に関する要綱](#)」をご覧ください。